

ID: 294

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	行為の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市都市公園条例 第4条第1項及び第3項(第14条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和40年条例第13号		
【根拠条文】 (行為の制限) 第4条 都市公園において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 行商その他これに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興行すること。 (4) 集会し、又は示威行進をすること。 (5) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して許可を受けなければならない。 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認められる限度において、同項又は前項の許可を与えることができる。 5 市長は、第1項又は第3項の許可に、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。 (公園予定区域及び予定公園施設についての準用) 第14条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	20日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日